

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 7 月 定 例 会 ——

平成20年7月25日（金）

開 催 日 時 平成20年7月25日（金） 午後2時00分～午後3時06分

開 催 場 所 市役所5階505会議室

出 席 委 員 小池貞雄委員長
伊藤文代委員長職務代理者
吉田昌子委員
荒畑忠弘委員
坂井康宣教育長

説明のための出席者 昼間守仁教育部長
山田裕教育部理事兼指導課長
阿部和生教育庶務課長
大滝安定学務課長
永田達也学務課長補佐
白倉克彦指導課長補佐
有馬哲雄生涯学習推進課長
大平真一生涯学習推進課長補佐
武藤真仁体育課長
島林正美中央公民館長
柄澤俊彦中央図書館長
仙北谷仁策指導主事
谷口雄鷹指導主事

書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任
傍 聴 者 4名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○小池委員長

それでは、ただいまから教育委員会7月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○小池委員長

はじめに会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、伊藤委員長職務代理者及び私、小池でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと思います。

本日の議題のうち、教育長報告事項（４）、及び、議案第１６号から第１９号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

○小池委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入りたいと思いますが、その前にちょっと一言だけ申し上げたいと思います。

皆様方もよく御存じのように、今、大分県の教育委員会にて問題が起こっておりまして、マスコミ等にいろいろと書かれておるところでございますが、私どももこのような問題が絶対に起きないように、また市民の方々からも疑いの目で見られないように、子ども達の信頼を裏切ることのないように、十分職員におきましては御注意をいただきたいと思います。

長年の習慣、前々からの慣例で何となく流されてしまったということがないように、もう一度よく気を引き締めて、職務に当たっていただきたいということを、まず最初に一言申し上げておきたいと思います。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

（教育長報告事項）

○小池委員長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）小平市平櫛田中彫刻美術館特別展の開催及び期間中の休館日変更について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（１）小平市平櫛田中彫刻美術館特別展の開催及び期間中の休館日変更について、を報告いたします。資料No.1をごらんください。

小平市平櫛田中彫刻美術館におきまして、１０月１７日（金）から１１月２４日（月）までの３９日間、特別展「仏像インスピレーション—円空、木喰から平櫛田中、荻原守衛、高村光太郎、そして現代彫刻まで—」を開催いたします。

特別展では他の美術館から多数の作品を借用し展示を行います。観覧機会の拡大を図るために会期中は無休とし、会期中の休館日を会期前後に振りかえ、１０月１５日（水）、１６日（木）、１１月２６日（水）、２７日（木）を休館といたします。

市民の皆様には、9月5日号の市報及びホームページ等にて周知いたします。

なお、特別展の概要につきましては、資料の裏面をごらんください。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（2）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（2）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、を報告いたします。今回報告いたします承認事業及び不承認事業は、資料No.2のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○小池委員長

阿部教育庶務課長、お願いいたします。

○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、後援名義承認で6件、不承認で2件でございます。

はじめに、後援名義使用を承認したものでございます。

受付番号（35）。事業名、小平図書館友の会による講演会。こちらは毎年承認しております。

次に、受付番号（36）。事業名、MOA美術館小平児童作品展。こちらも毎年承認しております。

次に、受付番号（37）。事業名、第4回こだいらサミット。こちらも毎年承認しております。

次に、受付番号（38）。事業名、平成20年度情報通信研究機構施設一般公開。こちらは平成17年度に承認しております。

次に、受付番号（39）。事業名、わくわく！科学実験教室。こちらは今年度2回目の承認でございます。

次に、受付番号（40）。事業名、2008青少年のための科学の祭典 東京大会 in 小金井。こちらは毎年承認しております。

続きまして、後援名義使用を不承認としたものでございます。

はじめに、※1。事業名、第40回全国保育団体合同研究集会。会場は有明コロシアム、明治大学和泉キャンパス他で開催されるものでございます。こちらは今回初の申請で、事業内容は、保育者、施設長、保護者などのほか、乳幼児の保育・教育にかかわる人々が、保育実践や研究・運動の経験を持ち寄り、交流と学習を深める集会というものでございます。こちらの不承認理由は、事業内容が全国規模のものであり、開催地も小平市ではないということでございます。

次に、※2。事業名、ファミリーコンサート「アラン・コッポンオリ」。こちら今回初の申請で、事業内容は民族楽器演奏、歌、踊り、そして日本の歌を交えての催しで、特定の方々を対象としたものでございます。こちらの不承認理由は、事業対象が広く一般市民を対象としたものと認められないためでございます。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（3）事故報告Ⅰ（6月分）について、坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

6月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.3のとおりでございます。

詳細につきましては、山田教育部理事より説明させます。

○小池委員長

山田教育部理事、お願いいたします。

○山田教育部理事

6月分の事故報告Ⅰについて報告いたします。

はじめに交通事故です。小学校では、管理下では2件、管理外では2件ございました。

事故の内容についてです。

①、小学校2年生男子が、下校中、友だちのランドセルが当たり、車道側によろけた際、後方を徐行していた車と接触をし、左足に打撲を負ったというものでございます。

②、小学校4年生男子が、登校中、男性が運転する自転車と交差点で出会い頭に接触し、左ほほに打撲を負ったというものでございます。

管理外について、でございます。

③、小学校6年生男子が、自転車で、児童の二人乗りで走っていた際、交差点で飛び出し、車と接触したというものでございます。

④、小学校4年生男子が、自転車で路地から大通りを右折しようとした際、とまりきれず、右から来た自動車の側面に衝突し転倒、額とひざにけがを負ったというものでございます。

次に、一般事故についてです。管理下の事故が、小学校で11件、中学校で4件。管理外での事故が、小学校で1件ございました。

はじめに、小学校の事故についてです。

①、小学校6年生男子が、下校中、別の児童が拾ったゴルフボールを地下道内で投げた際、バウンドしたボールが、頭に当たって、頭に打撲を負ったというものでございます。

②、小学校3年生男子が、休み時間中、友だちと鬼ごっこをしていた際、飼育小屋の敷き石につまずき転倒し、あごにけがを負ったというものでございます。

③、小学校3年生女子が、体育の授業中、片づけのときに丸めたマットの上で遊んでバランスを崩した児童を、担任が抱きかかえおろした際、児童が頭を後ろにそらし、頭部を床にぶつけ、頭部に打撲を負ったというものでございます。

④、小学校6年生男子が、掃除場所に移動中、防火扉の支柱の溝に指を引っかけ、左人差し指に裂傷を負ったというものでございます。

⑤、小学校1年生男子が、算数の授業中、はさみで牛乳パックを切る際、手が滑って自身の親指を切ったというものでございます。

⑥、小学校6年生男子が、体育の授業中、バスケットボールのゲームでボールを追っていた際転倒し、右手首橈骨を骨折したというものでございます。

⑦、小学校2年生女子が、体育の授業中、勢いよく走り、転倒しそうになった際、壁に手を突きそこない、手をひねったというものでございます。

⑧、小学校1年生女子が、算数の授業中、プリントの配付時に、座ったまま椅子を傾けた際、バランスを崩し自身の机の角に口をぶつけたというものでございます。

⑨、小学校6年生男子が、体育の授業を見学中、ふざけて鉄棒の上に立ち上がったところ、足を滑らせ落下し、鉄棒で尾骨を打ったというものでございます。

⑩、小学校1年生女子が、体育の授業中、鬼遊びのしっぽとりゲームで、別の児童のおでこ歯が衝突したというものでございます。

⑪、小学校6年生女子が、行事の片づけのため、校舎内の階段を降りている際、足がもつれ転倒したというものでございます。

管理外でございます。

⑫、小学校4年生女子が、校庭開放の時間、プール脇の金網のフェンスに背中であぐらをかいて3人で順番にゆすっていた際、足を滑らせて、プールフェンスのコンクリートに顔面を強打したというものでございます。

次に、中学校でございます。

⑬、中学校2年生男子が、体育の授業中、ギャラリーに上がったボールを取りに行く際、そばにあった柔道用の畳を飛び越えようとして、足を滑らせ、顔面を床に強打したというものでございます。

⑭、中学校3年生女子が、体育の授業中、バスケットボールの試合をしていた際、ボールの取り合いになり、相手生徒のひじが顔に当たったというものでございます。

⑮、中学校2年生男子が、給食準備中、誰かに背中を押されたような感じを受け、教室から廊下に出たところ、廊下を走ってきた生徒と衝突したというものでございます。

⑯、中学校3年生女子が、バレーボールの練習中、ブロックに飛び、着地の際、相手選手の右足の上に乗る、左足をひねったというものでございます。

なお、今月の事故は先月と比べますと、交通事故は2件の増加、一般事故は5件の減少でござ

いました。昨年と同じ月と比べますと、交通事故は2件の増加、一般事故は6件の減少でございました。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ここまでの教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等がございますでしょうか。ありましたら、お出しいただきたいと思っております。

ーなしの声ありー

○小池委員長

それでは御意見ないようでございますので、以上で、(1)から(3)までの教育長報告事項を終了とし、先へ進めさせていただきます。

(協議事項)

○小池委員長

次に、協議事項を議題といたします。

協議事項(1)平成21年度・平成22年度使用小学校教科用図書の採択について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

協議事項(1)平成21年度・平成22年度使用小学校教科用図書の採択について、を説明いたします。

今回の小学校教科用図書採択に当たっての方針については、前回の教育委員会にて議決をいただいております。

その際に説明申し上げ、ご了解いただきましたとおり、今回の採択に当たっては、新たに文部科学大臣の検定を経た小学校教科書がない状況でございますので、前回の調査資料に基づいた報告書を使用するものとしております。資料No.5をごらんください。

前回の報告書は、各教科用図書について、児童の興味・関心・発達段階に即した内容であるか、児童にとってわかりやすく見やすい表記や表現になっているかなど、学習者である児童の立場に立った分析が中心となっております。また、教科教育的な面から内容や構成、配列の適切さについても専門的な分析もなされております。

特に子どもの学力低下が大きな課題となった前回は、基礎・基本の定着は認められているものの、考える力や判断力に課題が見られることから、児童の興味や関心を引き出し、みずから考え、判断できることを加味した教科書を採択候補として検討を重ねた経緯がございました。

御参考までに、前回採択し、現在使用している教科書を申し上げます。資料No.6をごらんください。国語・光村、書写・光村、社会・教育出版、地図・帝国書院、算数・啓林館、理科・啓林館、生活・啓林館、音楽・教育芸術社、図画工作・日本文教出版、家庭・開隆堂、保健体育・学習研究社、以上9教科11種目でございます。

前回の調査資料に基づき、改めて配付しました資料No.7「小学校用教科書目録」の中から、平成21年度・22年度に使用する9教科11種目の教科書について、御協議いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○小池委員長

それでは、このことにつきまして御質問、御意見等ございましたらお出しいただきたいと思っております。

○伊藤委員

それでは、前回分に引き続き使用をというふうに、坂井教育長の方からお話ございましたので、お伺いしますが、現在使用している各教科の教科書について特に使いにくいとか、ここは問題ではないとか、そういったことが現場の先生方や市民などから寄せられているのでしょうか。

それからまた、小平市においては、先生方の教科ごとの研究会が非常に盛んですぐれていまして、昨年度の発表会も非常に感心いたしました。その先生方の教科ごとの研究においても、何か御報告がされているのでしょうか。そこをまずお伺いしたいと思います。

○山田教育部理事

今2点御質問をいただきました。まず1点目、現在使用している教科書について、学校現場または保護者の方から御意見をいただいているかということについて、でございますが、これについては特段御意見をいただいております。

2点目、教科等研究会でそれぞれ教員が教科に分かれて研究する部会においても、現在使用中の教科書についての内容について、特段の意見は受けてはおりません。

以上でございます。

○荒畑委員

平成20年、今年度は4年に一度の小学校用教科書の採択の年ということでございますが、3年後の新学習指導要領の実施に合わせて、各社教科書も改訂される予定ということで、今回は4年前採択いたしました現在の教科書を引き続き使用するというを伺っておりますし、いろいろな自治体でもそういった形をとっているというので、このまま4年前の採択した教科書を引き続き使用していただければというふうに、私の考えとして思います。

以上です。

○吉田委員

私も4年前の採択の時期のことを思い出しておりますが、あのときは私たちも教科書の内容、それから構成、分量、あるいは表記、表現及び使用上の便宜等を十分に話し合い検討して、採択したというふうに思っております。

先ほどから学校サイド、先生方からも不都合な点は報告されていないということですし、新しい学習指導要領に基づいた教科書も出されていないということでもありますので、私も今まで使用した教科書を、今後2年間使うのがいいのではないかと考えております。

以上です。

○伊藤委員

このたび、新学習指導要領が提示され、本格実施までの間の移行期間に今後入りますが、教材として今足りない部分は国が責任を持って補充するということは伺っております。

ただし、例えば小学校の社会科で地図帳で指導が可能な47都道府県の名称と位置や、世界の主な国の名称と位置などは先行して実施することとあるようです。その点において、前回採択しました帝国書院の地図帳をもう一度見てみましたり、それから先生方の小平市立小学校教科用図書審議委員会の調査報告書を見ましても、日本地図、世界地図が非常に順序よく構成・配置されているとか、国語で学ぶ書体に合わせたり、すべての地名にルビを振ったり、都道府県名を全表記するなどの工夫がなされているというふうな報告がされておまして、この移行期間中の指導にも十分対応し得るものと思われまます。

○小池委員長

ほかにございますか。

ーなしの声ありー

○小池委員長

それでは、今までのいろいろな御意見をまとめてみますと、今回は文部科学省の検定を新たに経た教科書がないということ。それから、現在実際に使用されている教科書につきまして、学校からも別段の不都合は報告されていないこと。それから、現在使用しております教科書に基づいて個々の先生方やグループでの教科指導の研究が十分に進められていること等から、現在使用している教科書を、今後2年間引き続き使用すべきであると、皆様方の御意見はそうだったのではないかと考えております。

それでは、ただいまの協議結果に沿いまして、事務局の方で教科書採択の議案を作成していただきまして、次回の教育委員会定例会にて審議したいと思いますので、よろしいでしょうか。

○坂井教育長

その前に、伊藤委員から移行措置関係の話が若干ございましたけれども、要するに学習指導要領の改訂に当たって、内容等が若干膨らんできた関係で、教科書の中にはない授業も実はこの2年間の中で行われなければいけないわけです。

教科書そのものは、どこの教科書を使っても移行措置の間には対応しなければいけないという課題が出てきます。私たちが前回採択した教科書をもとに適切に審議していただいて、採択を決定していただくわけですが、その移行について若干、理事か指導主事から説明して、委員さんに理解していただいた方がいいような気がするんですけども。

○山田教育部理事

ただいまお話があったとおり、現在の教科書の内容だけでは対応できない指導項目も何点か膨らんでおります。その点の概要を指導主事の方から説明させます。

○谷口指導主事

この移行期間中には主に小学校では算数と理科、中学校では数学と理科において、内容が年度ごとに少しずつ前倒しで行うこととなります。それに伴って文部科学省から今後補助教材といった形で各学校へ配られることになっております。

○小池委員長

よろしいですか。

それでは、わかりました。それではそういうことで、補助教材をさらに追加するという形で今後やっていただきたいというふうに思っております。

それでは、先ほど申し上げましたように、次回の教育委員会定例会において、最終的な結論を出したいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

－異議なしの声あり－

○小池委員長

それでは、異議なしということでございますので、そのようにいたしたいと思えます。

以上で、協議事項を終了いたします。

(議案)

○小池委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第14号、平成21年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

議案第14号、平成21年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を説明いたします。

教科用図書の採択の権限につきましては、公立学校におきましては、所管の教育委員会がこれを行うこととなっております。

通常の学級で使用する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に基づき、小学校は今年度採択となり、中学校は平成21年度まで、同一の教科用図書を採択することとされています。

小・中学校特別支援学級で使用する一般図書については、児童・生徒の発達段階を考慮し、毎年採択替えを行っております。

小平市特別支援学級教科用図書に関する調査・研究でございますが、各特別支援学級設置校は、検定教科書、文部科学省著作教科書及び一般図書の調査・研究を行い、小平市特別支援学級教科用図書審議委員会委員長に報告を行いました。

この報告をもとにして、平成20年7月1日に同審議委員会を開催し、7月4日、委員長の小平市立小平第十二小学校、島貫金雄校長から建議があったものでございます。

詳細につきましては、山田教育部理事から説明させます。

○小池委員長

山田教育部理事、お願いいたします。

○山田教育部理事

特別支援学級用の教科用図書につきましては、児童生徒の発達段階や障害の程度、また学習の定着状況等の観点から、教科によって文部科学省検定済みの教科書を使用することが適当でない場合は、他の適切な教科書を使用することができることとなっております。

これは、学校教育法附則第9条の規定によるものです。昨年度までは、学校教育法第107条及び同法施行規則第73条の20に規定されており、いわゆる107条図書と言われておりました。

この場合、検定教科書以外の教科書というのは、二つございまして、一つは、特別支援学校や特別支援学級用に作成された文部科学省著作の教科書です。もう一つは、市販の図書を教科書とする一般図書です。

資料の中に2種類リストがございますが、表の右端に学校名が記載されているリストがございますので、ごらんいただきたいと思います。例えば、小平第一小学校の国語、「ゆっくり学ぶ子のための『こくご』」となっておりますが、これは、市販の一般図書です。その下、小平第二小学校は、「こくごの☆」「こくごの☆☆」「こくごの☆☆☆」となっておりますが、これは文部科学省の著作教科書です。小平第五小学校の「五味太郎・言葉図鑑1 うごきのことば」などは

一般図書ということになります。

今回の採択は、文部科学省検定済みの教科書を含め、文部科学省著作教科書と一般図書の採択です。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

これにつきまして、御質問ございますでしょうか。

ーなしの声ありー

○小池委員長

それではないようですので、質疑を終結し、討論に入りたいと思います。

ー討論省略の声ありー

○小池委員長

それでは、討論を終結いたしまして、採決を行います。

議案第14号、平成21年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

ー異議なしの声ありー

○小池委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

それでは次に、議案第15号、小平市平櫛田中彫刻美術館特別展「仏像インスピレーション」の観覧料及び観覧券について、坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

議案第15号、小平市平櫛田中彫刻美術館特別展「仏像インスピレーション」の観覧料及び観覧券について、を説明いたします。

特別展の観覧料につきましては、平櫛田中彫刻美術館条例第6条の規定により、教育委員会が別に定めることになっております。常設展示では大人は300円でございますが、今回の特別展につきましては、常設展示よりも経費がかかっていること、また付加価値の高い展示であり、質の高さをPRすることから、観覧料を特別料金の500円に設定いたします。小・中学生につきましては、常設展示と同じ150円といたします。

また、特別展の観覧券の寸法・デザインでございますが、平櫛田中彫刻美術館条例施行規則第2条の規定により、その都度定めることとされておりますので、今回の特別展を代表する作品を図柄に使用し、別紙裏面のとおりとしております。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

何か御質問ございますでしょうか。

－なしの声あり－

○小池委員長

それではないようですので、質疑を終結し、討論に入りたいと思います。

－討論省略の声あり－

○小池委員長

それでは、討論を終結し、採決を行いたいと思います。

議案第15号、小平市平櫛田中彫刻美術館特別展「仏像インスピレーション」の観覧料及び観覧券について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

－異議なしの声あり－

○小池委員長

御異議なしと認めまして、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事につきましては非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方の、御退席をお願いいたします。

それでは、ここで休憩したいと思います。それでは、2時50分まで休憩といたします。

午後2時32分 休憩